

横浜市「くらし・経済」震災対策本部設置要綱（案）

制定 平成 23 年 4 月 日 都経政第 号（都市経営局長決裁）

（目的及び設置）

第 1 条 東日本大震災による影響等から、市民生活や市内経済の安心・安定を図るため、緊急的な対策及び中長期的な視点に立った対策を検討し、可能な施策を講じることを目的として、横浜市「くらし・経済」震災対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 本部は、次の事項を協議する。

- (1) 市民生活及び市内経済への緊急的な対策・中長期的な視点に立った対策の推進
- (2) 市民生活及び市内経済への対策にかかる関係区局・事業本部間の調整
- (3) その他必要な事項

（組織）

第 3 条 本部は、市長、副市長及び別表 1 に掲げる職にある者で構成する。

（本部長及び副本部長）

第 4 条 本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部長は、会務を総理する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。代理順位は、あらかじめ本部長が定める。

（会議）

第 5 条 本部は、本部会議を開催する。

- 2 本部会議は、必要に応じ、本部長が招集する。

（本部会議）

第 6 条 本部会議は、本部長、副本部長及び別表 1 に掲げる職にある者で構成する。

（プロジェクト）

第 7 条 本部長は、必要があると認めるときは、プロジェクトを設置することができる。

- 2 プロジェクトを設置する場合には、プロジェクトごとにリーダーを置く。
- 3 リーダーは、当該プロジェクトの会務を総理する。

（事務局）

第 8 条 本部の事務局を都市経営局政策部政策課に置く。

2 事務局長は、都市経営局政策部長とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月 日から施行する。

(失効)

この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

別表1 (第3条関係)

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	鶴見区長、神奈川区長、西区長、中区長、南区長、港南区長、保土ヶ谷区長、旭区長、磯子区長、金沢区長、港北区長、緑区長、青葉区長、都筑区長、戸塚区長、栄区長、泉区長、瀬谷区長、APEC・創造都市事業本部長、共創推進事業本部長、地球温暖化対策事業本部長、都市経営局長、総務局長、市民局長、こども青少年局長、健康福祉局長、環境創造局長、資源循環局長、経済観光局長、建築局長、都市整備局長、道路局長、港湾局長、消防局長、水道局長、交通局長、病院経営局長、会計室長、教育長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、議会局長